

令和5年度 学校の部活動にかかる活動方針

学校名 岩手県立軽米高等学校
校長名 亀山 丈

I 部加入について

部活動は、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりするものではない。

II 活動の方針

- 1 生徒が、体育的活動・文化的活動を問わず、また、校内外を問わず、主体的に多様な活動を行うことができるよう学校として配慮する。
- 2 他校と合同練習をしたり、中学校や地域の団体と連携をはかったりして、生徒の活動機会の充実をはかることとする。
- 3 生徒が、学習・部活動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な活動時間や休養日を設定する。
- 4 教職員が、教材研究や生徒との面談時間等を確保でき、心身の疲労回復ができ、教育活動の充実がはかれるよう、適切な活動時間や休養日を設定する。

III 休養日・活動時間について

- 1 平日の活動時間は、2時間30分程度とする。
- 2 土日等、学校の休業日の活動時間は4時間程度とする。ただし、大会参加や練習試合等で長く活動した場合は、翌日に休養日を設定するなど、生徒の疲労回復に積極的に努めることとする。
- 3 部活動休養日に、大会参加等で活動した場合、他の日に休養日を振り替えることとする。
- 4 休養日は、週1日以上を確保しながら、競技種目や文化的活動の分野それぞれの特性を考慮しつつ、年間で平均して週2日程度となるよう努めることとする。

IV 活動のきまり

- 1 部顧問は、活動計画を作成し、学校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供すること。
- 2 土日等の学校休業日の活動について、活動の有無・活動時間・活動場所などを職員室内に掲示し、多くの教職員が状況を確認できるようにすること。
- 3 部活動中の事故対応に備え、部顧問・保護者間の連絡体制を整えること。
- 4 職員会議等で部顧問が活動時間に立ち会えないときは、安全面に注意を払うよう、活動の前に生徒に指示を出すこと。
- 5 部顧問は、活動場所の施設用具等に危険がないか常に状況を確認し、危険と思われる箇所が見つかった場合は、管理職・事務室に報告すること。
- 6 部活動中に発生した事故については、管理職に速やかに報告すること。